

登録選手の事故発生時における処置について

登録チームの選手の練習及び試合中における事故が近年、多く発生する傾向がみられます。

特に、暴力・体罰にかかわる現象についてはあらゆる機会を通して厳しく指導の徹底を図ってまいりましたが残念ながら皆無の状況には到っておりません。

小学生バレーボールの発展と更なる充実の為には勿論、保護者や地域社会から信頼を得ることが大切であり事故発生根絶のため更に努力しなければなりません。

従って、今後、登録選手に事故等が発生した場合は、次に示す処置を速やか且つ適切にとられるよう強く要請いたします。

◎事故が発生した場合

1. 速やかに状況を適切には把握すること。
2. 状況を都道府県小連役員に報告すると共に、日小連理事長へ電話で報告すること。
3. 被害選手保護者とし接見し、事情説明を行い詫びると共に再発防止に努めることを伝えること。
4. 保護者会などを招集し事情の説明と再発防止に努めることを伝えること。
5. 日小連に文書で発生原因、発生時の状況及び処置状況を報告すること。
6. 事故に拘わった指導者に対する処置については都道府県小連の意向を日小連に伝え話し合いの後に決定すること。
 - ①研修会受講資格にかかわる処置については日小連が決定処置する。
 - ②その他（期限限定出場停止処分及び小連役員失効など）は、日小連との話し合いの上、都道府県小連が最終決定をし処置する。

体罰・暴力行為については原因の如何にかかわらず発生確認後、研修会受講資格の失効及び再受講を認めない等の厳罰で臨むこととする。